

総務福祉常任委員会記録

招集年月日	令和5年9月8日(金)			
招集場所	日高市役所 第2委員会室			
開閉の日時	開会 9月8日 午前10時00分			
	閉会 9月8日 午前10時30分			
出席委員	委員長 委員 " "	松尾 万葉香 近藤 沙織 田中 まどか 森崎 成喜	副委員長 委員 " "	加藤 将伍 加藤 大輔 山田 一繁 鈴木 健夫
欠席委員	なし			
説明のため	総合政策部長	国分 央		
出席した者の職氏名	主幹 (広報・市政情報担当)	秋葉 基樹		
	財政課長	上田 延洋	主幹 (財政担当)	長谷川 和則
	主幹 (施設管理担当)	清水 寿		
	総務部長	相磯 剛啓	総務課長	高山 知子
	主幹 (人事厚生担当)	長岡 篤史		
	危機管理課長	清野 良仁	主幹 (防災・消防担当)	吉野 正晴
	主幹 (交通安全・防犯担当)	石井 弘和		
	税務課長	内藤 好一	主幹 (市民税担当)	吉野 修
	主幹 (資産税担当)	井上 憲		
	福祉子ども部長	荻野 毅	子育て応援課長	大野 雅司
	主幹 (子育て応援担当)	加藤 恵造		
	健康推進部長	梶山 吉之	長寿いきがい課長	須田 修司

	主幹 (高齢者支援担当)	米澤和成	主幹 (介護保険担当)	高橋正之
	保険年金課長	西長武	主幹 (国民年金・医療費担当)	菊地誠治
	保健相談センター長	野澤勝行	主幹 (健幸のまち推進担当)	北野新二
	主幹 (ワクチン接種推進担当)	小久保恵美子		
書記	事務局長	林政男	次長	吉田聡明
	主幹	金子砂知子		
付託事件	議案第41号 令和5年度日高市一般会計補正予算(第4号)			
	議案第42号 令和5年度日高市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)			
	議案第43号 令和5年度日高市介護保険特別会計補正予算(第1号)			
	議案第45号 日高市地域公共交通協議会条例			
審査の経過				
(別紙のとおり)				

開 会 午前10時00分

○松尾委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

これより総務福祉常任委員会を開会いたします。

本日の日程については、本定例会で付託を受けました議案第41号、議案第42号、議案第43号及び議案第45号の審査であります。

これらの議案については、既に本会議で提案説明を受けておりますから、本委員会での説明は省略いたしたいと思っておりますので、御了承願います。

初めに、議案第41号 令和5年度日高市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

初めに、健康推進部関係について説明員の出席を求めます。

（説明員出席） （健康推進部長）

○松尾委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時00分

再 開 午前10時00分

○松尾委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

健康推進部関係について質疑を願います。

田中委員。

○田中委員 保健相談センター、お願いします。予算書の14ページ、新型コロナワクチン接種推進事業についてです。報償費が2,652万4,000円増額されておりますけれども、この報償費の内容について御説明をお願いします。

○松尾委員長 野澤保健相談センター所長。

○野澤保健相談センター所長 お答えをいたします。

今回増額をいたします報償費は、医療機関での個別接種を促進するため、ワクチン接種に協力する診療所に協力金として支給するもので、昨年度まで都道府県が支給することとなっておりますが、国の制度見直しにより、本年5月、6月分から市町村が支給することとされたものです。支給要件は、2か月ごとの対象期間中に週100回以上の接種を4週以上行うこととなっております。対象となる診療所は、昨年度の実績から3か所と見込んでおり、金額は達成した週における接種回数当たり2,000円となります。

以上でございます。

○松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

（な し）

○松尾委員長 質疑を終わります。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

- 松尾委員長 次に、福祉子ども部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (福祉子ども部長)

- 松尾委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時02分

再 開 午前10時03分

- 松尾委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉子ども部関係について質疑を願います。

加藤委員。

- 加藤(大)委員 1点伺いたいします。

予算書14ページ、児童手当等支給事務についてですけれども、マイナンバーにひもづけられた公金受け取り口座を給付金受け取り口座として利用できるようにするためのシステム改修委託料89万6,000円についてですが、この改修によってどのような効果を見込んでいる、または期待をしておりますでしょうか。

- 松尾委員長 大野子育て応援課長。

- 大野子育て応援課長 御質疑にお答えします。

システム改修の効果といたしましては、児童手当及び児童扶養手当を公金受け取り口座に振り込むことが可能となることで、申請手続が簡素化されるなど市民サービスの向上につながると思います。また、行政運営の簡素化、効率化が見込まれます。

以上でございます。

- 松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

- 松尾委員長 質疑を終わります。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

- 松尾委員長 次に、総合政策部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (総合政策部長)

- 松尾委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時04分

再 開 午前10時07分

- 松尾委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総合政策部関係について質疑を願います。

田中委員。

○田中委員 市政情報課、お願いします。歳出の12ページ、ICT管理運営事務、基幹業務システム標準化比較分析委託料が508万2,000円計上されております。このシステムを標準化するメリット、効果について伺います。

○松尾委員長 秋葉主幹。

○秋葉広報・市政情報担当主幹 基幹業務システムの標準化の効果について御説明いたします。

基幹業務システムを国が定めた標準仕様に適合させることにより、制度改正などによるシステム改修に係る費用の割引効果やカスタマイズ抑制による財政的負担の減少が見込まれます。また、各社のシステムを選択、入替えが容易になることによるベンダーロックインの解消にもつながります。さらに、各自治体の様式、帳票が統一されることにより、異なる自治体でも統一された様式で手続きできるようになるため、住民、企業等の利便性が向上されるほか、国のマイナポータルとの連携によるオンライン申請が促進されるなどの効果を見込んでおります。

○松尾委員長 他に質疑はございませんか。

山田委員。

○山田委員 同じところですか。市政情報課の今のところ、ICT管理運営事務、委託料508万円2,000円、これは既に概要説明でもありましたけれども、もう一度、今メリットも言われていたけれども、具体的にもう少し現状の分析を行うということなので、具体的な説明をお願いいたします。

○松尾委員長 秋葉主幹。

○秋葉広報・市政情報担当主幹 基幹業務システム標準化比較分析委託料について御説明のほうをいたします。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づきまして、デジタル庁が作成した基本方針の下、住民基本台帳、税、福祉などの基幹業務システムについて国が定めた標準仕様に適合しているか調査分析等を行うものです。具体的にはシステムの機能や帳票の要件、印刷される帳票のレイアウトのほか、業務フロー等について標準仕様書との比較を行い、業務運用に影響する可能性のある部分及び課題について分析を実施するものでございます。

○松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○松尾委員長 質疑を終わります。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○松尾委員長 次に、総務部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(総務部長)

○松尾委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○松尾委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部関係について質疑を願います。

近藤委員。

○近藤委員 12ページの総務管理費の企画費の中の地域公共交通活性化推進事業ですけれども、こちらの地域公共交通計画策定調査委託料、この1,263万9,000円の主な内容と、それからこの地域公共交通計画策定調査及び地域公共交通協議会との関係について御説明いただけますでしょうか。

○松尾委員長 清野危機管理課長。

○清野危機管理課長 お答えいたします。

こちらの地域公共交通計画策定調査委託なのですが、補正予算の議決後、なるべく早く業務に着手できるよう、速やかに事業者選定を行いたいというふうに考えております。委託業務の履行期限は年度末を予定しておるところでございますが、履行期限を待たずにニーズ調査、それから実態調査などの結果は速報値として、設置を予定しております地域公共交通協議会へ提出して議論をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

加藤委員。

○加藤(大)委員 税務課、お願いしたいと思います。予算書13ページ、個人市民税賦課事務についてですけれども、マイナンバーにひもづけられた公金受け取り口座を還付金受け取り窓口として利用できるようにするためのシステム改修委託料93万5,000円についてですが、この改修によってどのような効果を見込んでいるかお聞かせください。

○松尾委員長 内藤税務課長。

○内藤税務課長 お答えいたします。

システム改修の効果といたしましては、市税の還付金を公金受け取り口座に振り込むことが可能となることで、申請手続が簡素化されるなど市民サービスの向上につながると考えております。また、行政運営の簡素化、効率化が見込まれます。

以上です。

○松尾委員長 他に質疑はございませんか。

田中委員。

○田中委員 先ほど近藤委員が質疑した危機管理課、お願いします。地域公共交通活性化推進事業です。まず、3点お伺いします。

地域公共交通協議会委員への報酬が41万8,000円計上されておりますけれども、これは協議会の開催を何回見込んだものなのか伺います。

それから、先ほど質疑がありましたけれども、地域公共交通計画策定調査委託料1,263万9,000円についてももう少しどのような内容の調査が行われるのか、もうちょっと詳しくお願いいたします。

それから、地域公共交通アドバイザー委託料30万円、こちらの内容についてもお伺いをいたします。

それからもう一点、同じく歳出12ページの交通安全啓発事業、負担金、補助金及び交付金、自転車用ヘルメット購入費補助金69万円について、これは具体的に何人分を計上しているのかお伺いします。

○松尾委員長 清野危機管理課長。

○清野危機管理課長 答えいたします。

初めに、1点目の地域公共交通活性化推進事業の地域公共交通協議会委員への報酬でございますが、協議会を2回、部会を1回の開催を見込んだ積算となっております。

次に、2点目の地域公共交通計画策定調査委託、こちらの内容でございますが、地域公共交通計画の策定を見据えた市民のニーズ等の基礎調査の実施及び地域公共交通協議会等の運営支援の業務となります。具体的には、地域公共交通に関するアンケート調査、それから路線バスの乗降調査等によります現状の把握と課題の洗い出し、地域特性と利用実態の整理を行ってまいりたいと考えております。さらに、調査結果を踏まえた新たな地域公共交通を検討するに当たっての支援、こちらが業務の内容となっております。

続いて、3点目の地域公共交通アドバイザー委託の内容でございますが、地域公共交通全般に関するアドバイス、地域公共交通計画の策定に向けたアドバイスに加えまして、協議会及び部会の運営に当たっての支援として、学識経験を有するものとのアドバイザー契約をしようとするものでございます。

続きまして、4点目、交通安全啓発事業の自転車用ヘルメット購入費補助金、こちらの見込みの人数でございますが、345人分を見込んでおりまして、その内訳でございますが、中学生を90人、高校生を80人、65歳以上の高齢者を175人を見込んでおります。なお、積算の単価は、補助額の上限でございます2,000円で積算をしております。

以上です。

○松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○松尾委員長 質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○松尾委員長 これより討論に入ります。

議案第41号に対し、反対の方願います。

(なし)

○松尾委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第41号 令和5年度日高市一般会計補正予算(第4号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○松尾委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 令和5年度日高市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (健康推進部長)

○松尾委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時19分

○松尾委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

(なし)

○松尾委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○松尾委員長 これより討論に入ります。

議案第42号に対し、反対の方願います。

(なし)

○松尾委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第42号 令和5年度日高市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。



本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○松尾委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 令和5年度日高市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (健康推進部長)

○松尾委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時20分

再 開 午前10時20分

○松尾委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

(な し)

○松尾委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○松尾委員長 これより討論に入ります。

議案第43号に対し、反対の方願います。

(な し)

○松尾委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第43号 令和5年度日高市介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○松尾委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 日高市地域公共交通協議会条例を議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (総務部長)

○松尾委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

○松尾委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

近藤委員。

○近藤委員 こちらの法定協議会を組織する意義についてお聞かせください。

○松尾委員長 清野危機管理課長。

○清野危機管理課長 答えいたします。

地域公共交通協議会の最大の機能は、地域公共交通計画を策定し、それを実施することです。交通事業者や住民、関係機関などの利害関係者を含む多様な立場の人たちとの協議が必要となってきます。このため、関係者が一堂に会し効率的に協議を調えることを目的としております。また、法定協議会となりますので、地域公共交通協議会には参加応諾義務及び結果尊重義務が生じることとなります。

以上でございます。

○松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

田中委員。

○田中委員 3点お願いします。

第6条の会議の規定に公開ということが明記されていないのですけれども、協議会は公開ということでしょうか。

それから、第8条に部会の規定がございます。前3条の規定は、部会について準用するとなっておりますけれども、部会には部会長というのがいらっしゃると思うのですけれども、部会自体は会長が招集するのかどうか伺います。

それから、第10条に守秘義務の規定がございますけれども、近隣の条例には守秘義務の規定がない自治体が多いです。ダイヤ5市の中では日高市だけです。あえて定める理由はどのようなのか伺います。また、第3条第2項第6号の公募による市民にも適用されるのどうか伺います。

○松尾委員長 清野危機管理課長。

○清野危機管理課長 答えいたします。

初めに、1点目の地域公共交通協議会の会議の公開についての御質疑でございますが、日高市審議会等の会議の公開に関する基準、こちらによりまして本協議会も原則公開となります。ただし、日高市情報公開条例の不開示情報に該当する議案があった場合には、全部または一部について非公開となります。

続きまして、2点目の条例案第8条に規定しております部会の招集者についてでございますが、

招集者は会長でございます。

続きまして、3点目、第10条に規定しております守秘義務を規定した理由と公募の市民にも適用されるのかというふうな御質疑でございますが、地域公共交通協議会は議論の内容が公共交通事業者の経営事項に関する情報を取り扱うこととなりますので、協議会の適切な運営に必要と考えまして、委員の守秘義務を設けたものでございます。なお、この規定は、市民の公募委員にも適用されます。

以上でございます。

○松尾委員長 田中委員。

○田中委員 すみません、確認です。最後の市民の公募の委員にも適用される守秘義務なのですが、この場合は秘密会となったことのみということでよろしいですね。公開の部分についてはいいのですよね。

○松尾委員長 清野危機管理課長。

○清野危機管理課長 お答えいたします。

御指摘のとおりでございます、公開の場合には守秘義務は当然ないものです。

以上です。

○松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

山田委員。

○山田委員 2点お願いします。

1点目、法定協議会は計画策定のために設置が必要になりますけれども、地域公共交通計画が策定された後もこの協議会はどうなる、解散されるのかどうかというのが1点目。

2点目、条例第8条、専門事項の協議を行うための部会設置規定を設けていますが、その理由、それをお伺いいたします。

○松尾委員長 清野危機管理課長。

○清野危機管理課長 お答えいたします。

1点目の地域公共交通計画では、計画の区域、それから目標、あと目標を達成するための事業、そして事業主体に関する事項、それから計画達成状況の評価、こちらに関する事項を盛り込んでいきたいというふうに思っております。そのため、継続して計画の管理を行ってまいりますので、引き続き設置をしていきたいというふうに思っております。

続きまして、2点目の第8条に規定する部会につきましてでございますが、こちらは交通事業者との協議を想定しております。その協議内容は経営に直結する事柄となりますので、市民の移動手段に係る実態と今後のニーズなどをしっかりと把握、分析して議論を重ねていく必要があると考えております。そのため、専門的な事項を協議できるよう、第8条に部会の設置について規定をしたところでございます。

以上です。

○松尾委員長 山田委員。

○山田委員 今のところ、第8条の再質疑です。

今の御答弁の中で交通事業者との協議を想定していますということと、あと先ほどの補正予算のところでも答弁があったように、何か部会1つみたいな感じなので、この部会については幾つ設置される、恐らく1つだろうと思いますけれども、ちょっと確認のためにお伺いいたします。

○松尾委員長 清野危機管理課長。

○清野危機管理課長 お答えいたします。

部会1つを設置予定でございます。

以上です。

○松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○松尾委員長 質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○松尾委員長 これより討論に入ります。

議案第45号に対し、反対の方願います。

(なし)

○松尾委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第45号 日高市地域公共交通協議会条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○松尾委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

以上で本日の委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午前10時30分

総務福祉常任委員会

委員長 松 尾 万 葉 香